

大阪広域環境施設組合条例第5号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び職員
の退職管理に関する条例の一部を改正する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部
改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
(平成27年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

(職員の退職管理に関する条例の一部改正)

第2条 職員の退職管理に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。